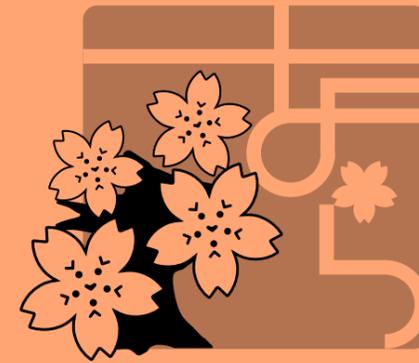


奈良県
理学療法士協会
会誌



No.22, 2016

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

奈良県理学療法士協会
会誌
No.22
2016

公益社団法人
奈良県理学療法士協会



Contents



※巻頭言	石橋 睦仁 会長	1
※知っていますか？	奈良県理学療法士連盟	3
※育メンPT奮闘記		7
※ママさんPT奮闘記		11
※各部・委員会の活動紹介		15
※協会の活動紹介		37
※院所・施設紹介		41
※平成27年度受賞者紹介		45
※（公社）奈良県理学療法士協会	定款	47
※（公社）奈良県理学療法士協会	規定および申し合わせ事項	59
※（公社）奈良県理学療法士協会	組織図	87
※（公社）奈良県理学療法士協会	施設一覧名簿	89
※（公社）奈良県理学療法士協会	役員・部員・委員名簿	103
※編集後記		

卷頭言





巻 頭 言



会長 石橋睦仁

平成 27 年は、「安」という字の示すように、安全保障関連法の審議で与野党が対立して関心が高まったことや、テロ事件や自然災害で『命』への不安が広がったことなどが反映された年で、平成 28 年になっても『命』に関連した様々な出来事が起こっています。その他の関心事とといえば、マイナンバー制度や TPP の大筋合意などがあげられ、混沌とした情勢の中、見通しも不透明感があり、さらに不安を助長しているように感じています。スポーツ分野でも薬物使用、賭博問題や東京五輪、パラリンピックのエンブレム撤回や新国立競技場の建設計画撤回など落胆させる出来事もありました。しかし、ワールドカップのサッカーでは、なでしこジャパンが準優勝、ラグビーでは、歴史的 3 勝、世界体操では男子団体金メダルなど、元気、勇気、希望を沢山もらいました。

やはり日本という国は、国民が平和で安全にそして豊かに暮らせるということを切に願うばかりです。

我々の業界においては、公益社団法人日本理学療法士協会と各都道府県理学療法士（協）会の連携を強化し、10 万人の理学療法士への教育や職域の拡大への対応を進めています。急速に増える会員に対して「質」を担保することは、我々の使命として教育・研修・研究を行い、国民への還元を図れるように取り組んでいます。特に「地域包括ケアシステム」については、各都道府県でそれぞれの地域性を考えた対応が必要であり、多種多様な職種・人材が必要であります。その中で理学療法士がその役割をしっかりと捉えて、活動できることこそが、国民の健康的な生活を支援することに繋がると考えています。

さて、本会の平成 27 年度は、私、5 代目の会長として就任し初めての事業年度となりました。前執行部からの事業を引き継ぎ、予定事業をほぼ終えることができました。学会や研修会活動による会員の「質向上」は本より、1,100 名を超える会員の管理と多様化する依頼への対応がスムーズにできるように「事務局機能の強化」と「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」に力を注ぎ、活動してまいりました。

「事務局機能の強化」については、ホームページの活用・充実を図り、まだ細かな調整は必要ですが、概ね活用できる状態で推移してきています。その機能の一つとし

て、「お知らせ」メールの登録・活用、タイムリーな会員への案内を行い、印刷関連の大幅な予算削減を図り、より公益的な事業を進めていきたいと思えます。「公益法人立ち入り調査」も行われましたが、特に大きな指摘事項もなく、公益法人として問題なく遂行していることを裏付けるものとなりました。

「地域包括ケアシステムへの対応、介入推進」については、地域包括ケアシステム推進委員会にて、各地域での活動ができるように組織作りを行いました。行政からの依頼や要望に対応できるように、リハビリテーション3団体として、一般社団法人奈良県作業療法士会、奈良県言語聴覚士会と連携、協力し、活動を行っています。

今後も、会員の質向上を図り、県民の皆様の健康的な生活を支援することに広く関わられるようにすること、及び、県民の皆様へ公益法人として、さらに信頼され、活用していただけるようにしていきたいと思えます。

最後になりましたが、平成28年4月に発生した熊本地震によりお亡くなりになられた方のご冥福と、被災された方々へお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復興を祈念いたします。

知っていますか？

奈良県理学療法士連盟



奈良県理学療法士連盟設立

会長 尾崎文彦

奈良県理学療法士連盟が平成 27 年 9 月 12 日に設立いたしました。連盟(政治連盟)とは、各業界または各職種団体が職責を全うするために必要な政治的活動を行うために結成された政治団体注 1 です。従いまして、政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、奈良県選挙管理委員会に、その他の政治団体として届けてあります。主たる事務所は秋津鴻池病院リハビリテーション部、代表者は尾崎文彦(東大寺福祉療育病院)、会計責任者は西田宗幹(秋津鴻池病院)、会計責任者の職務代行者は堀田修秀(秋津鴻池病院)、としています。

さて、本連盟は、公益社団法人奈良県理学療法士協会の目的達成に必要な活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としています。日本理学療法士連盟にも加盟していますので、都道府県組織として、国民の健康と福祉の充実を目的に日本の理学療法士の意見、活動を公言し、それを制度として具体的に活動も行います。理学療法士が活躍する分野や診療・介護報酬などを定める各種制度は所轄官庁および国会で定められますので、理学療法士が国民に広く貢献できるように、国会議員を通じて理解していただくことが必要です。また、政策実現のための法制度改正は国会で行われます。だからこそ、日本理学療法士連盟単独の組織代表候補者を持ち、国政の場に国会議員を送る活動を行うのです。理学療法士が専門職として自己研鑽しているだけでは、社会貢献は十分とは言えません。理学療法士が実力を発揮できる環境を整える事こそが、国民(県民)の豊かな生活を実現するためには必要なのです。

奈良県理学療法士協会の会員の皆さん！入会してください！数は力です！

注 1 政治団体とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ・特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体(いわゆる「後援会」)
- ・上記以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

また、政治団体には、その要件によって次の種類があります。

- (1) 政党 (2) 政党の支部 (3) 政治資金団体 (4) その他の政治団体 (5) その他の政治団体の支部 (6) 政策研究団体 (7) 資金管理団体 (8) 特定パーティー開催団体 (9) 国会議員関係政治団体

奈良県理学療法士連盟 規約

(名称)

第1条

本組織は、奈良県理学療法士連盟と称する。

(事務所)

第2条

本連盟の事務所は、奈良県御所市に置く。

(目的)

第3条

本連盟は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下理学療法士協会という）の目的達成に必要な活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法士協会の目的達成のため必要な事業
- (2) 連盟の組織強化・拡大に関する事業
- (3) 連盟の広報に関する事業
- (4) 研究会、講演会等の開催
- (5) 日本理学療法士連盟との連携に関する事業
- (6) 会員相互の親睦を図る事業
- (7) その他の事業

(会員)

第5条

本連盟の会員は、正会員、賛助会員とする。

2. 正会員は理学療法士協会の会員で、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

3. 賛助会員は本連盟の主旨に賛同する者で、役員会の承認を必要とする。

(役員)

第6条

本連盟に次の役員を置く

会長、副会長、幹事、会計責任者、会計責任者の職務代行者等

(会議)

第7条

本連盟の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2. 総会は毎年1回開催する。その他必要に応じて臨時に開催するものとする。

3. 役員会は必要に応じ開催する。

(経費)

第8条

本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

第9条

本連盟の会費は年1,000円とする。但し、一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

(会計年度)

第10条

本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(退会)

第11条

退会は、所定の用紙を持って会長に届け出ることとする。

(除名)

第12条

会員にして次の行為をなしたるものは役員会の議を経て除名させることが出来る。但し、本人に弁明の機会が与えられる。

- (1) 本連盟の規約および決議に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を汚したとき。

(捕捉)

第13条

本規約に定めなき事項については、役員会で定める。

(附則)

本規約は平成27年9月12日より施行する。

奈良県理学療法士連盟入会申込書

奈良県理学療法士連盟 会長 殿

平成 年 月 日

私は、奈良県理学療法士連盟に入会したいので、年会費を添えて、申し込みます。

※ 私の個人情報が貴連盟の事業および活動に使用されることを承諾します。

フリガナ				生年 昭和 年 月 日 月日 平成		
氏 名	男女 ①					
公益社団法人日本理学療法士協会 会員番号						
自 宅	住 所	〒 —				
	電 話	— —	FAX	— —		
	E-Mail					
勤 務 先	フリガナ					
	勤務先・所属					
	所 在 地	〒 —				
	電 話	— —	FAX	— —		
	E-Mail					

文字は楷書ではっきりとご記入ください。

自宅を会員の住所とし、郵送物は原則として自宅に送付します。

E-mailには奈良県理学療法士連盟からのお知らせ等が配信されます。

入会者の個人情報は、奈良県理学療法士連盟の事業および活動以外には使用しません。

《 事務局確認欄 》

平成 年 月 日

会長	会計責任者	事務局長

育メンPT・ママさんPT奮闘記



イクメンしてるの？PT 奮闘記

東大寺福祉療育病院 田所 朋洋

○家族構成・・・

私、妻（OT）、一男一女の四大家族です。

私はいわゆるマスオさんです。妻の実家までは車で20分なので、子供達の体調が悪い時や、習い事のお迎え等、義理の母にはいつも助けて貰っています。

○私の1日

6:00 起床 朝食は、電車に乗ったらすぐに座って寝てしまうのでダイエットも考え毎朝味噌汁のみ。いつも起きて顔を洗ったくらいには妻が準備してくれています。

6:45 分 出勤 たまに出勤前にゴミ出しをします。

8:45～18:00 仕事 勉強会等で遅くなる時も多いです。

20:00～20:30 帰宅 子供達と入浴もしくは、入浴が終わってる時は夕食

21:00 子供達の歯ブラシ 子供達と妻就寝

22:00 入浴または自由時間

25:00 就寝

私が唯一行っている家の事は、最後に入浴することもありお風呂洗いと子供達の歯磨きくらいです。他は全部妻が行ってくれており、22:00には全部終わっています。なのでここからは私の自由時間です。

1日の流れを見て頂くと分かるように、私の職場は家から1時間半の所にあります。マスオさんを選んだからこそだとは思いますが、その分中々子供達と関わる時間が少ないのも事実です。

○子供との関わりと葛藤

6:00に起床しても起きているのは、私と朝食の準備に忙しい妻だけです。時折娘が同じ時間に起きてきますが、流石に寝起きは機嫌が悪く「ママがいい」との一点張りです。私が出勤する時間にやっと機嫌も戻り、玄関先まで来てハグと頬にチューしてくれるのが日課です。いつまでしてくれるのやら……。帰宅すると、いつも娘が玄関先まで走って来て飛びつき抱っこ……

なーんてことは三歳になるまででした。最近はお喋りも達者なので小一のお兄ちゃんとの遊びが楽しく、遠目に「おかえりー」とは言ってくれます。しかし、3日に一回は玄関まで走ってきて、肩車や私の体をよじ登って遊ん

だりとおもちゃにはされています。お風呂に入ってから子供達と関われるのは一時間以内の毎日です。もう少し職場が近ければなと思う事は多いです。

○イクメンの時代なのに・・・

子供と平日関われる時間は多くて1時間です。私の帰宅が遅ければ会わない日が続くこともあります。職場環境的に日々沢山の子供達と関わる私にとって、仕事で疲れ、1時間半電車で揺られた後にエネルギーの溢れる子供と更に遊ぶのは正直かなり疲れます。イクメンって何なのでしょう・・・調べてみました・・・「育児をするメンズ」らしいです。小児で働きつつも中々難しい言葉です。私達小児PTの仕事は子供達の可能性を見つけて、成長を支援するのが仕事です。その中で成長の楽しみや子供達の純粋な表情に日々癒されたり、喜びを感じています。それは我が子にも言えますが、あえてイクメンという言葉に捉われて何かしなければとか、子供の為にしてあげようとか、そういった考えで私は子育てはしていません。限られた時間の中で無理をせず、接するようにしています。子供の要求を拒むことはないですが疲れている時は正直に伝えて、後に応えるようにしています。

習い事も沢山させて色々な選択肢を与えた方がいいという考えもよく聞きます。それも一つの考えとしては非常に賛成です。私の育児は父親が何かに没頭し楽しんでる姿と一緒に連れて行き、共感し見せることが大切ではないかと感じ実践しています。人の成長にとって大切な事は、仕事でも遊びでも勉強でもやりがいを見つけることだと思います。そんな姿を見せて子供にも楽しみを見つける手段を教える事が私の父親としてイクメンとしての役割と思い、平日に関われない分、土日は息子と一日中外で遊ぶか、趣味の釣りばかりしています。釣りをしてると色々な事を教える事が出来ます。雲の動きと風の変化、お月様の満ち欠けと汐わまり、海の潮の動き、釣った魚を目の前で締めて、捌き方から、命の大切さ、料理まで色々なことを伝えることが出来ます。勿論公園にも連れていきますけどね・・・

○イクメンにこれからなるPTさんへ

上に述べたことはあくまでも自論です。絶対に反対意見も多数あると思います。

色々な事を言いましたが、子供が赤ちゃんの時代はオムツを変えることもしましたし、離乳食も食べさせたりもお散歩も沢山しましたよ。赤ちゃんの時代から子供が大きくなってきた時に父の役割は変わっていくように思います。男性も家事をする時代ですが、育児と家事の役割はぜひ奥さん

と相談して下さい。

オムツ替えや、お着替えなどはある意味普通のことのようにしていますが、父には父にしか出来ない関わり方があると私は思います。自分にしか出せない世界観を子供に見せて違いを感じるから子供はパパと遊ぶのが好きなんだと思います。そうでないと子供達は「ママ、ママ」です。

将来寂しくならない為に、素敵なお父さん目指してそれぞれのイクメン、頑張っていきましょうね。

○まとめ

私はまだ 30 です。まだまだ父親修行中の身です。
私がこんな自論を家の中で展開出来るのも全ては妻の采配次第です。偉そうに言ってますが、しっかりと奥さんを説得し、上手くやって下さい。

ママさん PT 奮闘記

東大寺福祉療育病院 高島 晴香

○家族構成は…

夫（同病院に勤める PT）、長男（小学 4 年生）、次男（小学 2 年生）、長女（保育園 年長）の 5 人家族です。

○ママさん PT の一日…

6:30	起床 朝食の準備
7:15	家族が起床、みんなそろって朝食
7:55	小学生 2 人が登校、朝食の後片付け
8:15	長女を保育園に預け、出勤
8:45 17:30	勤務 (勿論ですが、なかなか定時に終わることは出来ません。)
18:30～19:00	夫と共に子ども 3 人を長女の保育園に迎えに行く (保育園に児童クラブが併設されているので、とても助かっています。)
19:00 ごろ	帰宅 料理の得意な夫が夕食作り 料理のサポートをしながら、子どもたちの宿題と明日の持ち物確認、洗濯物を取り入れる、掃除、入浴の準備など臨機応変にその日その日に合わせて、できる範囲でできることをします。
20:00	夕食の後片付け（この間に長男・次男入浴）
21:30	長男・次男就寝 長女と入浴
22:00	長女就寝 掃除、洗濯物を干す・たたむ、子どものお便りに目を通すなど
23:30	自由時間
24:30	就寝

平日はこのようなパターンで動いています。帰宅が遅いので、子供たちにも大変な思いをさせているなど感じています。

私は体力がある方ではないので、疲れが溜まると夕食後に力尽きてリビングで夜中まで寝てしまうこともあります（夫に多大なる迷惑を掛ける破目に）。せっかくの自由時間も本を読みながら数秒で気を失っていることもしばしばです。

○妊娠後から仕事内容の変化

長男の妊娠中は、つわりがきつく本当に毎日が辛かったです。切迫流産の危険があった為、約 1 ヶ月間お休みを頂きました。次男と長女の妊娠中は大きなトラブルは無かったものの、つわりやお腹の張り（張り止めの薬を飲んでいました）はやはり辛かったです。

お腹が大きくなるにつれ、セラピーマット上で前かがみになって、患児さんを支えたり、抱っこしたりすることが厳しくなっていました。また、患児さんの急な動きに対応できなかつたらどうしようという不安は常にありました。

同じ職場の先生方には、肉体的にも、精神的にもたくさんサポートして頂きました。患児さんのトランスファーは、全介助の方がほとんどの為、他の先生方にはほぼお願いしていました。私の状態に合わせて無理や危険のないように、患児さんの担当変更もしていただきました。また、体調がすぐれず動けなくなってしまった時も、患児さんたちに迷惑のかからないようフォローしていただきました。

○育児休暇から仕事復帰までの葛藤

3人とも産休・育休を1歳になるまでいただきました。退職することは全く考えていませんでした。

育休中は毎日が必死でした。子育ての大変さを思い知りました。仕事をしていない分、自由な時間があるから「子どもの服を作ろう！」とか「アルバムを素敵に作ってみよう！」などしたいことが沢山ありました…が、甘かったです。そんな時間があったら、とにかく睡眠が優先！体調が優先！の生活でした。授乳期は眠れない暗い夜が訪れるのが毎日怖かったです。特に長男は繊細で過敏な一面があった為、片時も離れず常に抱っこ・おんぶの日々。自分の時間なんてある訳もなく、初めての子育てということもあり精神的なストレスは大きかったです。次男・長女の時は、いい意味で手を抜けるようになったので、精神的にはかなり楽になりました。しかし、出産をするごとに、体力・免疫力が落ちているのを実感。長女の出産後はしょっちゅう体調を崩していました。そんな体調面での不安もありつつ、子育てに追われる一年を過ごしていたので、いよいよ復帰するその日が近づいて来るにつれ、不安と心配は膨れ上がる一方でした。何もしていないこの1年の間に、PTとしての知識や感覚などいろいろな事が鈍っている、忘れているのに臨床に出ても本当にやっていけるのか…毎日そんなことを考えながら過ごしていました。

○ハンデを感じる時

子どもが3歳になるまで時短勤務を利用していました。みんながまだ仕事をしている中、一人だけ早く帰宅することに気が引けていました。さらに、子どもの体調不良で突然休まなくてはならず、同僚の先生方や担当患児さんに迷惑を掛けてしまうこともしばしば。勤務後や院外での勉強会や研修

会は参加できないことの方が多く、バリバリ仕事をこなし知識を蓄えていく後輩をみて、経験だけを頼りに仕事をしていることに不安や取り残された感があります。ただし、私は小児リハが専門なので、出産・子育ては仕事にとってもプラスの影響がありました。

○出産を控える女性 PT さんへ

言うまでもなく子どもにとって母親は絶対的な存在です。一緒にいる時間の長さよりも、一緒にいる時間の質…一緒にいて子どもが母を求めたときに、すぐに手をさし伸べてあげられているか、どれだけ心に寄り添ってあげられているか…がとても大切だと思います（一緒にいれる時間がとても短いので、そう思わないと辛いところもあるのは事実ですが…）。子育て頑張らなくちゃ、母親が何でもきっちりしっかりやらなくちゃと思いついていましたが、それは間違っていたと思います。長男の時が一番その気持ちが強かったので、「まあ、こんなもんかあ」と気持ちにゆとりがあつたら、イライラも少なくとももっと楽しく育児ができたのかなと少し後悔しています。

子育ては決してひとりではできません。家族はもちろん周囲の人々に頼れるところは頼って、甘えられるところは甘えて、一人で溜め込まないように。パートナーとは子育て・家事・仕事について、家族みんながよりよく過ごせる為にはどうすればいいかをよく話し合うことが大切だと思います。

○まとめ

職場の上司である尾崎文彦先生の言葉です。

「育児は育自」

本当にその通りです。この言葉を胸に日々成長と進化を遂げていければと思っています。

最後まで読んでいただきありがとうございました。

協会各部・委員会の活動紹介



協会各部・委員会の活動紹介

☀ 総務部 ☀

総務部の業務としては、定款等の運営、公文書の発送・受領、刊行物受領、理事会運営などの、法人活動における事務作業を行っています。中でも、毎年5月に開かれる定期総会は法人活動において重要なものです。資料作成、会場設定、書記などの業務を他部との協力のうえ行っています。若い会員の方には、難しい印象があるかもしれませんが、一度総会に足を運んでみませんか。同時に、奈良県理学療法士協会ホームページに掲載されている定例理事会議事録にも目を通していただくと、本会がどのように運営されているかがご理解いただけるとと思います。事務作業を通して、円滑な協会運営に少しでも貢献できるよう活動しています。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

【第22回定期総会開催風景】



☀ 会員管理部 ☀

部の名称ごとく県協会の情報管理に関する事業を中心に、大和橿原病院を拠点とし以下の事業を行っております。

- ① 会員管理事業（入会・異動・休会・退会・復会）
- ② 会員名簿作成事業
- ③ 挨拶状送付事業
- ④ 郵送事業
- ⑤ 慶弔に関する事業
- ⑥ その他

各種申請（入会・異動・休会・退会・復会）は日本理学療法士協会ホームページ内の【マイページ】よりログインし、ご申請頂きますようよろしくお願い致します。

マイページアドレス <https://mypage.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html>

☀ 財務部 ☀

財務部では以下の業務を5名の会員スタッフと事務員さん、顧問税理士さんの協力のもとで行っております。

活動拠点は橿原市子ども総合支援センター（橿原市白橿町）です。

- ① 財産・会計業務
- ② 予算・決算業務
- ③ 会費徴収業務
- ④ 資産管理業務

平成25年度から公益社団法人に移行し、顧問税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益社団法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

☀ 福利厚生部 ☀

福利厚生部部长 細川彰子

日頃は厚生部事業へのご協力ありがとうございます。

福利厚生部の活動としては、①新入会員歓迎会

②PT・OT・ST 合同ボウリング大会、

③新年会

④橿原 RUN×2 マラソン大会参加、

⑤傷害保険の管理などの事業を企画・運営しました。

新人歓迎会や新年会では会長をはじめとする理事の先生方や他病院の新入会員同士横の繋がりを作るきっかけ作りを、新年会では更なる親睦を深め、ボウリング大会では他病院のスタッフと和気藹々と交流するなど奈良県におけるセラピストの縦や横の関係作りに一役かっています。

今年度はようやく橿原で開催されたりレーマラソン大会に出場することが出来、奈良県の多くの病院・施設の方の参加がありました。来年度も奈良県での参加を予定しております。皆様のエントリーお待ちしております。

28年度も新たな厚生部事業を模索しています。「こんなことをして欲しい!!」「こういう事業があったら参加したい!!」等ご意見あればお知り合いの厚生部員にお伝え下さい。

皆様の参加あつての福利厚生部事業ですので、横の繋がりを作っていく意味でも奮ってご参加の程よろしく願いいたします。



厚生部員（平成 28 年 4 月 1 日現在）

部長 細川 彰子（済生会中和病院）

部員 丸岡 満（天理よろづ相談所病院白川分院） 部員 赤壁 知哉（市立奈良病院）

部員 本田 拓馬 (済生会中和病院)	部員 金光 智史 (市立奈良病院)
部員 森本 宗之 (訪問看護ステーションかしの木)	部員 由良 嘉啓 (西ノ京病院)
部員 中辻 裕一 (済生会中和病院)	部員 酒井 康之 (済生会中和病院)
部員 麻 早苗 (山の辺病院)	部員 日置 智香 (山の辺病院)



27年度 福利厚生部 年行事

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成 27 年 6 月 21 日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

2) マラソン大会参加

開催日時：平成 27 年 11 月 29 日 橿原 RUN×2 マラソンに参加

3) ボウリング大会 (OT 士会、ST 士会合同)

開催日時：平成 27 年 12 月 4 日 「レインボーワールド橿原点」にて開催

4) 新年会

開催日時：平成 28 年 1 月 15 日 「くいもの屋「わん」大和西大寺点」にて開催

医療保険部

医療保険部の活動は、厚生労働省、日本理学療法士協会、奈良県理学療法士会員などから得た情報の中から、必要な内容を選んで奈良県理学療法士協会のホームページを利用して広報活動を行っています。また、2年ごとの診療報酬改定の際には情報交換会を開催して情報を共有しています。

皆さんからの問い合わせにも対応していますが、正確に返答するには根拠となる資料等を準備する必要がありますので、FAX（高井病院 リハビリ室 江村 0743-65-5616）にてお問合せ頂ければ後日、電話、メール等にてご連絡させていただきます。

医療保険に関する情報をできるだけ早く、正確に伝えることができるように心がけていますので、皆様からの問い合わせや、情報は貴重な資料となりますので、お気軽にご連絡ください。

社会福祉部

社会福祉部は、社会資源を中心とした情報収集と情報提供を主な責務として、部長・部員合わせ5名で活動しています。

平成27年度に内容を新しくリニューアルし、奈良県理学療法士協会ホームページ上に、「社会福祉部便り」として、障害者自立支援法を中心とした各疾患別の内容を掲載して頂いております。患者様・奈良県理学療法士協会会員の皆様に有益な情報になる様にと、部員一同で協力し合い作成しました。是非一度、目を通してみてください。

また部員も募集しておりますので、一緒に勉強しながら活動をしていきませんか？興味がありましたら、eichan_seibu@yahoo.co.jp まで、ご連絡お願いします。

理学療法啓発部

理学療法啓発部は、理学療法週間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて広く一般の皆様に「理学療法」を広報するのが主な活動です。

昨年度の事業を振り返りますと、理学療法フェスタと題し、「第23回公開講座」「理学療法啓発活動」「体力測定」の3企画をイオンモール大和郡山店で開催し、多くの方々に参加して頂きました。特に体力測定は人気が高く、子供、高齢者、家族連れなど幅広い年齢層の方々に参加頂き、活気あるイベントとなりました。

さらにこの企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、H27年度「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、多くの先生方にご協力頂きました。普段、顔を合わす機会が少ない院所の先生方と協力してイベントをやり遂げた後には、協会会員の横の繋がりを実感しました。啓発部が理

想とする、会員と共に創る啓発活動のスタイルを実践し、手応えを感じた次第です。

また、恒例になりました「理学療法川柳の募集」に関して評判も上々で、今回は178首の応募を全国から頂きました。患者さん・ご家族・理学療法士からの応募があり、理学療法に関する様々な思いを五、七、五でシンプルに、ときにはユーモアたっぷりに表現して頂いております。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページも有効に活用し、より多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等がございましたら、気軽に啓発部（天理よろづ相談所病院：岡本）までご連絡下さい。お待ちしております。

理学療法フェスタ

日時：平成27年7月12日（日）

場所：イオンモール大和郡山 イオンホール

1) 第23回 公開講座

テーマ：健康長寿実現のために今できること - 体と心の準備 -

講師：高取 克彦 先生（畿央大学）

2) 理学療法啓発活動

相談会、パネル展示、リーフレットとグッズ（うちわの作成）の配布

3) 体力測定

生涯学習部

生涯学習部では、新人教育プログラムセミナーの開催と、その後の生涯学習および各専門領域研究部会における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。新人教育プログラムは平成24年度より内容が見直され、必須教育テーマ5単位、選択テーマ10単位の合計15単位が修了要件となりました。また修了年限も3年以上から1年以上に見直され、最短1年での修了が可能となりました。早期から専門領域研究部会への入会することによる、高いレベルでの自己研鑽が推進されています。昨年度の実施報告を表に示します（今年度の開催予定を示すものではありませんので、ご注意ください）。なお各種講演や研修会によっては、新人教育プログラムの「理学療法の臨床（C1-5）」に読み替えることができる場合があります。

本年度も新人教育プログラムセミナーは年4回開催予定です（各テーマの開催は年に1回です）。セミナー開催日時等の案内については、奈良県理学療法士協会ホームページ

等に掲載していきます。単位取得に努めて頂きますよう、よろしくお願い致します。またペーパーレス化推進のため、当日会場での講義資料の配布は一部の講義を除き、行っていません。資料が必要な方は、日本理学療法士協会のホームページからマイページに入り、【教育関連】→新プロテキストから該当講義の配布資料をダウンロードしてください。

認定・専門理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的発展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。7専門分野(基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法)のいずれかひとつ以上の専門分野に登録し、認定理学療法士・専門理学療法士を目指します。2013年8月時点での認定理学療法士資格保有率は全会員の0.8%、専門理学療法士資格保有率は全会員の2.0%であり、奈良県での資格保有率は全国平均並みです(認定0.8%、専門1.9%)。くわしくは日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

【新人教育プログラムセミナー開催風景】



【平成 27 年度 奈良県理学療法士協会新人教育プログラム実施報告】

平成27年度 新人教育プログラムセミナー実施状況

平成 28 年 4 月 3 日

講座名	新テーマ	旧テーマ (現在取得済のテーマは 2012 年 4 月に自動的に移行します)	必須選択		終了要件 (単位数)	奈良県 理学療法士協会 での実施状況
			必 須	選 択		
必須初期研修	A-1 理学療法と倫理	I-2 職業倫理・管理運営	1		1	○ H27. 6.21
必須初期研修	A-2 協会組織と生涯学習システム	I-1 協会組織と生涯学習システム	1		1	○ H27. 6.21
必須初期研修	A-3 リスクマネジメント (安全管理と感染予防含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○ H27. 9.27
必須初期研修	A-4 人間関係および接遇 (労働衛生含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○ H27. 9.27
必須初期研修	A-5 理学療法における関連法規 (労働法含む)	I-4 理学療法士・作業療法士および関係法規	1		1	○ H27. 9.27
理学療法の基礎	B-1 一次救命処置と基本処置			1	3	○ H28. 2.28
	B-2 クリニカルリーズニング	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○ H28. 2.28
	B-3 統計方法論※1	II-6 症例検討 II		1		
	B-4 症例報告・発表の仕方※1	I-6 症例検討 I		1		○ H27.12. 6
理学療法の臨床	C-1 神経系疾患の理学療法	I-5 トピックス I		1	4	読み替え
	C-2 運動器疾患の理学療法	II-5 トピックス II		1		○ H27.12. 6
	C-3 内部障害の理学療法	III-5 トピックス III		1		読み替え
	C-4 高齢者の理学療法	II-3 生活環境支援		1		○ H28. 2.28
	C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)	I-3 地域におけるリハビリテーション		1		○ H28. 2.28
	C-6 症例発表	III-6 症例検討 III		3		奈良学会等
	C-7 士会活動・社会貢献			1		
理学療法の専門性	D-1 社会の中の理学療法 (政策含む)	II-4 社会の中の理学療法 III-1 理学療法士と保険制度		1	2	
	D-2 生涯学習と理学療法の専門領域	III-2 生涯学習と理学療法の専門領域		1		○ H27.12.6
	D-3 理学療法の研究手法論 (EBPT 含む)	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○ H27.12.6
理学療法における人材の育成	E-1 臨床実習指導方法論	III-4 理学療法教育方法論		1	1	○ H27.9.27
	E-2 ティーチングとコーチング (コミュニケーションスキル含む)			1		
	E-3 国際社会と理学療法	III-3 世界の理学療法		1		
計					15	

○: 新人教育プログラムセミナー

読み替え: 研修部など他部所の実施した研修会の読み替えを示す

☀ 学術誌部 ☀

学術誌部の仕事は、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発行することです。部員は5名と少数精鋭で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。理学療法学の学術基盤を構築し、発展させていくことは、我々にとって大きな命題であり、よりよい理学療法を多くの対象者に提供していくことにつながればと考えております。その手段として、(公)奈良県理学療法士協会においても学術誌を通して会員間で学術交流を図り、臨床知見や研究成果を会員外の方とも共有できれば、理学療法学という学問の発展にも寄与できると考えております。是非、会員の皆様方の研究活動の成果をご投稿いただけますようよろしくお願い申し上げます。多くの投稿を是非お待ちしております

奈良理学療法学	
Journal of Nara Physical Therapy	
No.8 2015	
目次	
巻頭言	奈良県理学療法士協会 会長 石橋 晴仁
原 著	
回復期脳卒中患者の自律神経調節機能の理学療法と 発生時期別における身体機能の比較	湯田 智久
回復期脳卒中患者の自律神経調節機能の理学療法と 発生時期別における身体機能の比較 ～人眼による観察行動と生理学的データを用いて～ 基礎的検討	石橋 智也
特別講演	
下肢の運動器疾患に対する理学療法の介入方法	大工谷 新一
教育セミナー	
神経系理学療法の現状と今後の課題	喜多 誠広
障害者の変化と発達障害児・者協会への役割	田所 隆洋
高齢化する世代における健康増進・予防分野での理学療法の可能性	松本 大輔
産後性うつにおける呼吸理学療法	赤坂 知哉
第25回奈良県理学療法士学会 一般演題	
投稿・執筆規定	
公益社団法人 奈良県理学療法士協会	
第8号 平成25年3月31日発行 (年1回発行)	

☀ ホームページ管理部 ☀

ホームページ管理部は部長一人の部です。

ホームページ管理部として、日々の作業の中で一番心がけていることは、素早い情報発信です。どこからか掲載依頼があれば、掲載可否を伺う連絡をします。それから、可否について返信が来ればすぐに作業に移ります。しかし、実際には掲載依頼が来たらタイムラグが生じています。これはほとんど私個人の状況から発生しているものです。なんとかこのラグを解消できるようにいろいろと工夫していくことが大事だと思います。

奈良県理学療法士会は多くの局、部から成り立っています。そのひとつの部としての役割を考えると、ホームページの更新を通じて会員の皆様に有益な情報を発信し続けるとともに、士会与会員の皆様が双方向にコミュニケーションをとれるようなものにしていきたいと思っています。

奈良県理学療法士会ホームページをよりよくしていきたいと強く思っています。会員の皆様からのご意見・ご要望などありましたら何なりとご連絡いただければ助かります。今後ともよろしくお願い致します。

☀ 選挙管理委員会 ☀

選挙管理委員会は日本理学療法士協会における役員選挙と代議員選挙並びに奈良県理学療法士協会役員選挙改選の年において活動しています。選挙の基本原則である公平無私な立場を常に認識し首尾一貫した姿勢を貫き、奈良県理学療法士協会の代表となるべく役員選挙に微力ながら貢献しています。

☀ 表彰審査委員会 ☀

メンバー紹介

委員長	堀口 元司 (町立大淀病院)
委員	下出 好夫 (県立三室病院)
	箕輪 希予志 (土庫病院)
	森本 久雄 (奈良県総合リハビリテーションセンター)

活動内容

①表彰審査

・表彰するのに相応しい会員や、その推薦のあった場合に審査・検討します。

②表彰式の準備・運営

・表彰式の準備・運営をしています。

③表彰に関する規則の作成

・現状のそぐわなくなった表彰関係のきまり等について検討します。

☀ 新人研修委員会 ☀

委員長 和田 善行

新人研修委員会は免許取得後3年目までの新卒者を対象とした基本的な講習会を運営しています。平成27年度は合計168名の方が受講されました。

平成28年度は、全6コースの開催予定でいずれも系統だった講習会となっています。

平成27年度実績

1. 委員会開催（5回開催）

2. なら新人研修システム講習会

1) 「呼吸器リハビリテーション」コース

平成27年5月27日～平成27年6月24日（全8回）19：30～21：00

畿央大学・エルトピア中和

コーディネーター 和田 善行（平成記念病院）

受講者31名（会員30名 非会員1名 修了証発行25名）

講師	田平 一行（畿央大学）
	増田 崇（奈良県総合医療センター）
	田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）
	後藤 総介（天理よろづ相談所病院）
	坂本 雅尚（平成記念病院）
	和田 善行（平成記念病院）

2) 「循環器リハビリテーション」コース

平成27年7月15日～平成27年8月19日（全6回）19：30～21：00

畿央大学・高井病院・奈良労働会館

コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）

受講者28名（会員28名 非会員0名 修了証発行14名）

講師	田平 一行（畿央大学）
	増田 崇（奈良県総合医療センター）
	後藤 総介（天理よろづ相談所病院）
	石田 圭佑（高井病院）
	中村 洋貴（高井病院）

3) 「装具・車椅子」コース

平成27年9月2日～平成27年10月21日（全7回）19：30～21：00

畿央大学・奈良県総合リハビリテーションセンター・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

受講者12名（会員12名 非会員0名 修了証発行5名）

講師	梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
----	---------------------------

伊藤 英登 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
荒木 健 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
太田 真介 (奈良県総合リハビリテーションセンター)
山田 哲也 (奈良西部病院)
松田 強史 (奈良西部病院)

4) 「訪問リハビリテーション」コース

平成27年10月28日～平成27年12月2日 (全7回) 19:30～21:00

畿央大学・ウエルケア悠

コーディネーター 中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)

受講者11名 (会員11名 非会員0名 修了証発行7名)

講師 増田 崇 (奈良県総合医療センター)
中村 貴信 (介護老人保健施設 ウエルケア悠)
中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)
堀田 修秀 (介護老人保健施設 鴻池荘)
淵脇 崇 (土庫病院)
中川 勝利 (訪問看護ステーション みそら)
山本 和典 (訪問看護ステーション あおい)

5) 「脳卒中リハビリテーション」コース

平成27年9月24日～平成27年12月3日 (全6回) 19:30～21:00

コーディネーター 喜多 頼広 (西大和リハビリテーション病院)

受講者40名 (会員40名 非会員0名 修了証発行24名)

講師 徳久 謙太郎 (西大和リハビリテーション病院)
喜多 頼広 (西大和リハビリテーション病院)
赤壁 知哉 (市立奈良病院)
生野 公貴 (西大和リハビリテーション病院)
中村 潤二 (西大和リハビリテーション病院)
石垣 智也 (訪問看護リハビリステーションフィットケア)

6) 「運動器リハビリテーション」コース

平成28年1月23日～平成28年2月10日 (全8回) 19:30～21:00

畿央大学・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 久野 剛史 (白庭病院)

受講者46名 (会員45名 非会員1名 修了証発行33名)

講師 榮崎 彰秀 (奈良西部病院)
久野 剛史 (白庭病院)
徳田 光紀 (平成記念病院)
唄 大輔 (平成記念病院)

☀ 専門領域委員会 ☀

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む7人です。現在下記の5つの勉強会が活動しています。スポーツ理学療法勉強会は、今年度より本会のスポーツメディカルサポート委員会へ変更となりました。またいくつかの勉強会では、日本理学療法士協会の履修ポイントが取得出来る研修会を本会と共催しています。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した

活動日時：不定期 合計6回

参加人数 5～10人

📌 学会発表

- ☼ 第50回日本理学療法士学会学術大会：5演題
- ☼ 第25回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：5演題
- ☼ European Respiratory Society Annual Congress 2015 in Amsterdam：2演題
- ☼ 第55回日本呼吸器学会学術集会：1演題

📌 論文

- ☼ 赤壁 知哉：呼吸筋の基礎知識 咳嗽と呼吸筋。理学療法 32(4), 371-378, 2015
- ☼ 乾 亮介：当院における誤嚥・窒息予防への取り組み。日呼ケアリハ学誌 25(2), 262-266, 2015
- ☼ 有菌 信一：挿管人工呼吸患者の離床は呼吸循環動態を悪化させるか？。日呼ケアリハ学誌 25(3), 378-383, 2015
- ☼ 赤壁 知哉：超急性期における呼吸理学療法。奈良理学療法学 8, 31-33, 2016
- ☼ 田平一行：呼吸循環器障害の理学療法におけるクリニカルリーズニング。理学療法京都 45, 77-82, 2016

📌 研修会

- ☼ タイトル：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」
共催：日本理学療法士協会、奈良県理学療法士協会、専門領域勉強会
呼吸器循環器勉強会

日時：平成28年2月20日 9:00～16:20

場所：畿央大学 C3 運動療法実習室

参加者：41名

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

- 👤 平成27年4月16日 第66回定期勉強会（定例会）
参加人数48名（いかるがホール）
内容：膝関節周囲の触診①・症例検討事前レクチャー・症例検討1例
- 👤 平成27年5月21日 第67回定例会
参加人数53名（田原本青垣学習センター）
内容：膝関節周囲の触診②・症例検討事前レクチャー・症例検討2例
- 👤 平成27年6月18日 第68回定例会
参加人数46名（いかるがホール）
内容：膝関節周囲の触診③・症例検討事前レクチャー・症例検討2例
- 👤 平成27年7月16日 第69回定例会
参加人数34名（かしはら万葉ホール）
内容：膝関節周囲の触診④・症例検討事前レクチャー・症例検討1例
- 👤 平成27年8月20日 第70回定例会
参加人数42名（いかるがホール）
内容：膝関節周囲の触診⑤・症例検討事前レクチャー・症例検討2例
- 👤 平成27年9月17日 第71回定例会
参加人数36名（かしはら万葉ホール）
内容：膝関節周囲の触診⑥・症例検討事前レクチャー・症例検討1例
- 👤 平成27年10月22日 第72回定例会
参加人数34名（いかるがホール）
内容：膝関節周囲の触診⑦・特別講演
- 👤 平成27年11月14日・15日 奈良県理学療法士協会主催 特別講習会
担当：当勉強会
参加人数45名（大和高原ボスコヴィラ）
講義内容：肩関節の理学療法～拘縮治療を中心に～
講師：福吉 正樹先生（名古屋スポーツクリニック）

アシスタント講師：小野 哲矢先生（名古屋スポーツクリニック）

- 🕯 平成27年12月5日 第73回拡大定例会
参加人数36名（かしはら万葉ホール）
内容：膝関節周囲の触診⑧・特別講演・症例検討事前レクチャー・症例検討1例
- 🕯 平成28年1月21日 第74回定例会
参加人数23名（いかるがホール）
内容：膝関節周囲の触診⑨・症例検討事前レクチャー・症例検討1例
- 🕯 平成28年2月28日 平成27年度特別講習会＋症例報告会2015
参加人数41名（畿央大学） 後援：奈良県理学療法士協会
テーマ：変形性膝関節症の治療を考える
特別講演① TKAの歴史と現状
小林 章郎先生（白庭病院 院長）
特別講演② 膝関節屈曲制限に対する評価・運動療法
清水 恒良先生（岡波総合病院 リハビリテーション科）
症例報告会2013： 座長レクチャー2セクション・演題発表5演題
- 🕯 平成28年3月17日 第75回定例会
参加人数28名（かしはら万葉ホール）
内容：膝関節周囲の触診⑩・症例検討事前レクチャー・症例検討1例

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

活動内容

- 🕯 第19回 平成27年4月17日 19時30分～21時
奈良県総合リハビリテーションセンター
参加24名
内容「発達障がいの子をもつ親への療育指導」
講師 白山 真知子先生
- 🕯 第20回 平成27年8月21日 19時～21時
関西学研医療福祉学院 南館
参加16名
内容「症例検討」
担当 古川智子
- 🕯 21回 平成28年1月31日 9時30分～12時30分

関西学研医療福祉学院 南館

参加勉強会会員 9名 他県士会会員約 30名

内容 地域リハ合同研修会 「いまさら聞けない脳性麻痺」

講師 古川智子

4) 3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：坂本 雅尚

活動内容

日時：毎月1回不定期の金曜日 19：30～21：00

場所：奈良県理学療法士協会事務所

内容：呼吸療法認定士試験に向けて、講習テキストに沿い各メンバー持ち回りで勉強会を実施

試験結果：第20回3学会合同呼吸療法認定士試験 受験者3名全員合格

	内 容	担 当
3月	スケジュール調整 呼吸管理に必要な解剖・生理	小川先生（天理よろづ白川分院）
4月	呼吸不全の病態と管理	河合先生（訪問看護みそら）
5月	血液ガスの解釈	神田先生（秋津鴻池）
6月	人工呼吸器の基本構造および人工呼吸とその適応	今井先生（平成記念）
7月	酸素療法・薬物療法・新生児の呼吸管理	東山先生（服部記念）、松井先生（平成まほろば）
8月	予想問題解答と解説、人工呼吸器の保守および医療ガス、気道確保と人工呼吸	坂本（鷺栖の里）
9月	NPPVとその管理法、開胸・開腹手術後の肺合併症、人工呼吸中のモニター、呼吸不全の全身管理等	坂本（鷺栖の里）
10月	肺機能検査	中野先生（天理よろづ白川分院）
11月	模擬テスト	坂本（平成記念）
12月	試験問題の確認	

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

活動内容

📍 平成27年9月5日（土） 13時00分～16時00分

会 場：畿央大学

テーマ：『理学療法士だからできる腰痛予防と生活習慣病予防の実践』

講 師：浅田史成 先生（大阪労災病院 治療就労両立支援センター）

参 加：会員12名、非会員2名

※ 広陵町、橿原市など地域の健康イベントでの住民へ体力測定等を実施

6) リハビリテーション研究方法論勉強会 代表：小林 功

活動内容

※ 今年度は活動なし

☀️ ブロック活動推進委員会 ☀️

今年度も3ブロックに分かれての地区別症例検討会を開催しました。演題数は北和ブロック14題、中和ブロック3題、南和ブロック5題と総数として過去最高の応募を頂きました。また当日においても多くの方々にご参加、ご発言を頂き、活発な検討会の場となりました。

地区別症例検討会は今後も引き続き開催させて頂く予定となっております。施設を越えた相談や、日頃の臨床での悩みの解決が活発に行える場となりますよう準備してまいります。またそれ以外の事業においても、“こんなことをしてみたい！”とアイデア（それぞれのブロックにおいての特色があっても結構です）がございましたら所属されますブロック代表世話人までご連絡頂きますようお願い致します。

どうぞ皆様、ご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

北和ブロック代表世話人	中谷 充志 (喜多野診療所)
中和ブロック代表世話人	松本 大輔 (畿央大学)
南和ブロック代表世話人	鴨川 浩二 (南奈良総合医療センター)

北和ブロック第1回地区別症例検討会

日時：平成27年11月20日（金）19時00分～21時00分

会場：奈良市北部会館 市民文化ホール 多目的室1

演題：

「家族を含めたチーム・アプローチで在宅復帰が可能となった一症例」

登美ヶ丘リハビリテーション病院 是永 里恵 会員

「脳幹梗塞により歩行障害を呈した症例」

東生駒病院 吉富 直人 会員

「脳梗塞発症後の患者 ～体幹・殿部に着目し、歩行が改善した症例～」

東生駒病院 河野 健介 会員

「左橋梗塞を発症し体幹・右上下肢筋出力低下し自宅復帰に難渋した一症例」

東生駒病院 大西 聖 会員

「左大腿骨転子部骨折術後を呈し歩行障害を認める一症例」

東生駒病院 竹林 謙 会員

「COPDを既往に持ち、左人工骨頭置換術を呈した症例」

～屋内での安定した基本動作獲得に向けて～

東生駒病院 米澤 聖矢 会員

「右大腿骨転子下粉碎骨折を受傷し、退院までに4か月要した症例」

高の原中央病院 石橋 祐樹 会員

参加者：62名（うち非会員3名）

北和ブロック第2回地区別症例検討会

日時：平成27年11月27日（金）19時00分～21時00分

会場：奈良市北部会館 市民文化ホール 多目的室1

演題：

「TKA術後患者に対する足関節介入による歩行能力が改善した一症例」

阪奈中央病院 北野 千尋 会員

「両膝TKAにより、stiff knee gaitを呈した一症例に対する治療的考察」

阪奈中央病院 嶋村 朋彦 会員

「脚長差補正を行ったTHA患者における歩行中の筋活動に着目した症例検討」

阪奈中央病院 杉岡 辰哉 会員

「右人工膝関節置換術を施行した関節リウマチ患者の

立位姿勢における母趾の変形や疼痛に着目した一症例」

高の原中央病院 横谷奈津希 会員

「最大限の活動量を意識したりハビリテーション効果

～早期からの取り組みで機能改善・自宅復帰に至った症例～」

登美ヶ丘リハビリテーション病院 藤田 和輝 会員

「腰部脊柱管狭窄症患者において腰背部・股関節周囲筋の

タイトネスに着目した一症例」

阪奈中央病院 工藤枝里子 会員

「歩行時に膝折れが生じる為、歩行獲得に難渋した症例」

高の原中央病院 山本 裕一 会員

参加者：58名



中和ブロック地区別症例検討会

日時：平成27年11月13日（金）19時00分～21時00分

会場：畿央大学 P棟301教室

演題：

「変形性膝関節症による右膝外反変形を伴う左片麻痺患者の理学療法の経験」

奈良県総合リハビリテーションセンター 三上 亮 会員

「右片麻痺を呈した症例に対する装具作成と歩容の変化」

高井病院 南里 直紀 会員

「発症10か月が経過した重症軸索損傷型ギランバレー症候群患者の

回復期リハビリテーションの過程」

西大和リハビリテーション病院 後藤 悠太 会員

参加者：27名（うち非会員1名）

～印象記～

本年度は3演題の応募があり、畿央大学にて中和ブロック症例検討会が開催となりました。参加者の経験年数と人数は1～3年目16名、4～9年目4名、10年目以上5名であり（不明2名）、昨年度より多くの方に参加していただくことができました。

今回の3演題は個々に様々な点に工夫しながら評価・考察・治療されていた症例であったと思います。発表後のディスカッションでは、普段聞くことのできない他施設の先生方や、経験豊富な先生方の意見を聞くことができ、また若い先生方も積極的に質問して下さり、大変有意義な検討会となりました。私自身も今回の発表を聞き、同じような症例を担当した際には、評価・治療の一環として実践してみようと思ったことが多々ありました。

今後の課題としては、演者・参加者ともに、さらに多くの方に参加して頂けるよう、ブロック活動推進委員会で議論を行い、来年度も活気に満ちあふれた会にしていきたいと思います。

最後になりましたが、演者の先生方、参加して頂いた多くの先生方に深く御礼申し上げます。



（ブロック活動推進委員会 中和ブロック新居沙世）

南和ブロック症例地区別症例検討会

日 時：平成27年11月6日（金）19時00分～21時00分

会 場：かしはら万葉ホール 研修室2

演 題：

「右視床出血左片麻痺患者に対する促通反復療法の効果」

平成記念病院 大浦 一晃 会員

「寛骨臼回転骨切り術の20年後に同側人工股関節全置換術

を行った1症例の歩行練習」

共和リハビリテーション診療所 辻井 洋 会員

「脳梗塞左片麻痺患者に長下肢装具運動療法を実施し姿勢改善がみられた一症例」

平成記念病院 関口 貴弘 会員

「運動・交流による報酬効果の検討 ～抑うつ傾向に対して～」

檀原リハビリテーション病院 金坂 大樹 会員

「地域生活のひろがりに着目した外来リハビリの一症例」

秋津鴻池病院 葉山 真未 会員

参加者：57名



平成27年

(公社)奈良県理学療法士協会
主な開催行事

開催日時	行事内容
4月15日(水)	介護報酬改定に関する情報交換会
4月23日(木)	第1回地域包括ケア推進研修開催
4月25日(土)	第1回定例理事会
5月23日(土)	第22回定期総会 第2回定例理事会
5月27日(水)～ 6月24日(水)	なら新人研修システム講習会 「呼吸器リハビリテーション」コース開催
6月21日(日)	第1回新人教育プログラムセミナー開催 新入会員歓迎会
6月28日(日)	第25回奈良県理学療法士学会開催
7月4日(土)	第3回定例理事会
7月12日(日)	理学療法フェスタ開催 公開講座 「健康長寿実現のために今できること -体と心の準備-」 第1回研修会開催 「理学療法士のキャリアアップとこれから」
7月15日(水)～ 8月19日(水)	なら新人研修システム講習会 「循環器リハビリテーション」コース開催
8月9日(日)	理学療法講習会(基礎編)開催 「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」
9月2日(水)～ 10月21日(水)	なら新人研修システム講習会 「装具・車椅子」コース開催
9月5日(土)	健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 「理学療法士だからできる腰痛予防と生活習慣病予防の実践」
9月12日(土)	第1回役員会議
9月24日(木)～ 12月3日(木)	なら新人研修システム講習会 「脳卒中リハビリテーション」コース開催
9月27日(日)	第2回新人教育プログラムセミナー開催
10月11日(日)	介護予防推進リーダー導入研修会開催
10月14日(水)	第2回地域包括ケア推進研修開催
10月16日(金)	介護報酬改定「その後」の情報交換会
10月24日(土)	政策委員会役員勉強会開催 第4回定例理事会
10月28日(水)～ 12月2日(水)	なら新人研修システム講習会 「訪問リハビリテーション」コース開催

平成27年

11月 6日 (金)	第1回南和ブロック症例検討会開催
11月13日 (金)	第1回中和ブロック症例検討会開催
11月14日 (土) 15日 (日)	奈良整形外科リハビリテーション勉強会開催 「肩関節のリハビリテーション - 拘縮治療を中心に -」
11月20日 (金)	第1回北和ブロック症例検討会開催
11月27日 (金)	第2回北和ブロック症例検討会開催
11月28日 (土)	第2回役員会議
11月29日 (日)	橿原 RUN× 2 マラソン参加
12月 4日 (金)	PT OT ST ボーリング大会開催
12月 6日 (日)	第3回新人教育プログラムセミナー開催
12月13日 (日)	奈良マラソンメディカルサポート参加
12月19日 (土)	第3回役員会議

平成28年

1月15日 (金)	新年会開催
1月17日 (日)	第5回定例 (拡大) 理事会
1月23日 (土) ~ 2月10日 (水)	なら新人研修システム講習会 「運動器リハビリテーション」コース開催
1月24日 (日)	第4回介護予防推進セミナー 「認知症予防のためのアセスメントとエクササイズ」
1月31日 (日)	第2回研修会開催 「今さら聞けない脳性麻痺」
2月13日 (土)	第6回定例理事会
2月20日 (土)	理学療法講習会 (基礎編理論、応用編) 「吸引の基本と実際 (人工呼吸器を用いて)」
2月21日 (日)	地域包括ケア推進リーダー研修開催
2月28日 (日)	第4回新人教育セミナー開催
3月11日 (金)	第3回地域包括ケア推進研修開催
3月12日 (土)	第4回役員会議
3月28日 (月)	特別研修会開催 「リハビリテーションの現状と今後について」
3月31日 (木)	「奈良理学療法学」(8) 発行

協会員の活動紹介



エロンゲーショントレーニング (Elongation Training® : ELT) の紹介

社会医療法人 健生会 土庫病院 リハビリテーション科
理学療法士 エロンゲーショントレーナー 北川翔太

私は理学療法士として、日頃から自己研鑽のためにできるだけ多くの研修会に参加するよう心掛けており、それはほとんどライフワークといっても過言ではありません。今回はその活動の中で学んだ、簡便、安全で効果的なエロンゲーション・トレーニングについて紹介させていただきます。

キーワード：①エロンゲーション = 伸張、②安全、③単純

【エロンゲーショントレーニング (Elongation Training® : 以下 ELT) とは】

PT-OMPT であり、国際エロンゲーション・トレーニング協会代表である、佐伯武士氏が考案した「のびること」に特化した体操である。「エロンゲーション (伸張)」が基本となっており、上下肢や頭頸部などを身体の中心から離すように伸ばしていく運動である、最大の特徴は子どもでも高齢者でも、誰でも安全に、単純に、寝たままでも全身の複合トレーニングが実施可能なことである。また 1 人で行っても間違ったやり方をしにくいことも利点である。

【なぜ「のびる」なのか】

それは関節を引き離す動きだからである、つまり関節牽引 = joint traction であり、この動きは関節運動最終域での関節や周囲組織の損傷を防ぎ保護する、日常生活での基本的動作において動きのクセや無意識に身に付いた習慣が関節同士の圧迫を引き起こし、負担をかける。この状態で運動を行うと、正しい綺麗な運動が出来ず、繰り返すことで関節の変形や痛みにつながる。

ELT は身体の中心から外側へ外側へと目いっぱい伸ばし、関節同士を引き離し関節を元の位置に戻す体操である。

【ELT の主な効果】

- ① 持久性トレーニングとしての効果：寝たままの実施で約 3.7 メッツ (早歩きと同等)
- ② 柔軟性に対する効果
- ③ 筋力トレーニングとしての効果：中等度のセラバンドを用いた筋トレと同等
- ④ 体幹トレーニングとしての効果：体幹深部筋群 (腹横筋・多裂筋) が有意に活動

※ ELT の代表的な横向きポーズ (右図) での効果

- ① 肩周りから腰にかけてのストレッチ
- ② 肩周りの筋力増強
- ③ 腹部, 背中周りの体幹トレーニング
- ④ 股関節前部のストレッチ、臀部筋力増強
- ⑤ 膝周りのトレーニング
- ⑥ 下腿の前部ストレッチ、後部筋力増強



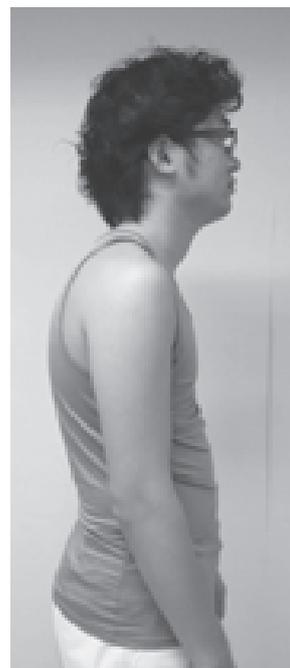
【つまり・・・】

理論としては相反抑制を用いており、こわばった筋のストレッチとのびきって衰えてしまった筋のトレーニングを同時に、しかも上下肢の動きも同時に行うことで寝たまま全身の複合トレーニングを行うことが可能になっている。

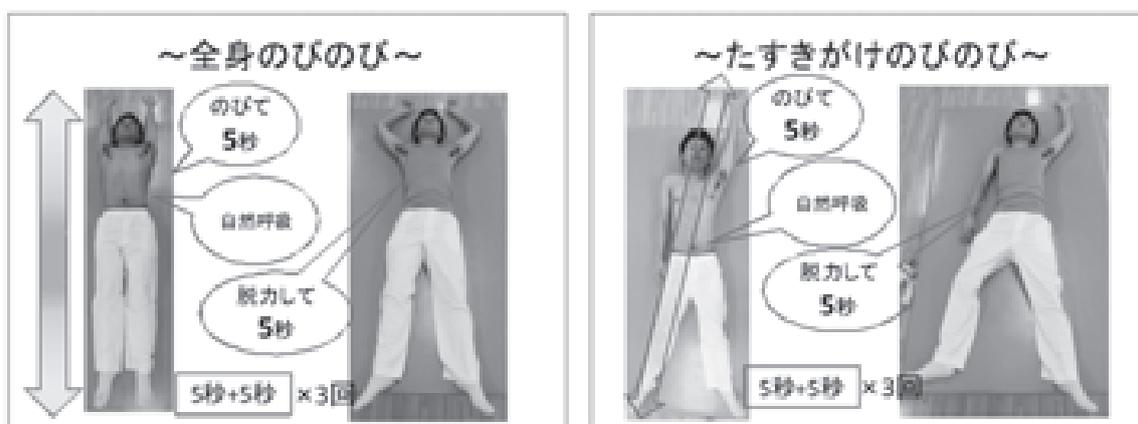
例えば右の写真にあるようなパソコン・スマホ生活にみられる、頭部前方位・脊柱屈曲姿勢における日常生活で間違った使い方をしている筋の働きを元に戻していき、全身をトレーニングしていく。

【方法と実践】

横になりリラックスする、痛みのない自分ができる範囲で、身体を中心からできるだけ遠くに離すイメージで、呼吸を止めずに、精いっぱい伸ばす。5秒のばして、5秒リラックスを1ポーズ3回繰り返し1セット、3回目で目いっぱいのばせるように。



【※代表的な 2 ポーズの紹介】



【実際に患者に適応した 1 例】

- ① 肩関節周囲炎で来院された患者。「朝の肩周囲のこわばり」や「上肢挙上・結滞動作」に制限があり ADL 動作に支障をきたしていた。当院での理学療法実施時、上肢 ELT の実施・指導を行った。結果、朝のこわばり・可動域の改善・ADL 動作の改善がみられた。
- ② 股関節・膝関節の疼痛にて仕事の際、両下肢の深屈曲が出来なかった患者、当院での理学療法実施時、全身の ELT の実施・指導を行った。結果、月 1 回の管理で深屈曲動作可能となった。

【終わりに】

患者にとっても寝たままで「のびること」に集中するだけという事で単純に実施可能であり、理解しやすく、効果を実感しやすいことからセルフエクササイズとしても実施しやすいといった感想を頂いている。また当院における地域の共同組織の班会にて姿勢の話と合わせて 1 度紹介した際に、上記理由により非常に好評の声を頂く事が出来た。その後ありがたい事に再度講師の依頼を頂く運びとなった。私個人の意見としては、身長が伸び盛りの学童期にはうってつけのトレーニングの 1 つになるのではと考えている。今後も院内のみならず、たくさんの地域の人々・医療、介護の関係者に ELT を知って頂き、地域の健康増進に貢献できるよう努めていきたい。

【参考文献】

佐伯武士：5 秒の「のび」が一生寝たきりにならない体を作る！寝たままできる
キセキの「のび体操」、ワニブックス、2015。

佐伯武士：エロンゲーショントレーニング体験会・指導者講習会資料、2015。

院所・施設紹介



畿央大学ニューロリハビリテーション研究センター

畿央大学ニューロリハビリテーション研究センター 大住倫弘

畿央大学ニューロリハビリテーション研究センターは2013年度に開設された教育・研究機関です。当研究センターの目的は、日本におけるニューロリハビリテーション研究の中核拠点として、神経科学に基づいた新しいリハビリテーション手法や技術を開発すること、そして医療機関や教育機関と連携した「研究と実践をつなぐプラットフォーム」の役割を担うことです。当研究センターは、①高次脳機能学部門、②社会神経科学部門、③身体運動制御学部門、④発達神経科学部門の4つの部門で構成されています。これらの部門におけるミッションは、①脳損傷後あるいは神経変性により出現した運動障害、②高次脳機能障害（失認、失行、失語、認知症など）、③慢性疼痛、④広汎性発達障害の神経メカニズムを明らかにするだけに留まらず、それらの機能回復および発達プロセスを定量的に捉え、そのモデルを明確化すること、さらには、神経可塑性や社会的な発達・学習を引き起こす効果的なニューロリハビリテーションの開発を行うこととしています。そして、開発されたニューロリハビリテーションを用いて臨床および教育実践研究を進めることとしています。現在では、教授2名、准教授4名、特任助教2名、客員教授2名、客員研究員3名がこれらのミッションに携わっています。

実際の畿央大学ニューロリハビリテーション研究センターは、2014年度に建設された新棟（RC造3階建延床面積3,410㎡）の1階メイン部分に設置されています。当研究センターは大きく分けて2つのエリアに分けられており、1つは研究機器やシールドルームを兼ね備えた「実験スペース」であり、もう1つはデータ解析や意見交換を行う「オープンラボスペース」で構成されています。「実験スペース」では、脳波計、近赤外線分光装置を用いた脳機能イメージング計測に加えて、経頭蓋直流刺激による神経モデュレーション研究を実施することが可能です。また、運動学的計測をする3次元動作分析システム、床反力計、無線筋電図、重心動揺計なども整備されているため、運動パフォーマンスの変化をもたらす神経メカニズムの探索も可能な研究環境となっています。



写真：実験スペースの様子

昨年度には、知覚運動統合システムを解明するための心理物理実験デバイスや視線計測機器も導入され、あらゆる方面から研究を押し進めているところであります。一方、「オープンラボスペース」では、教員・研究者・大学院生・学部生が垣根を超えてディスカッションができるように、研究室およ



写真：オープンラボスペースの様子

びミーティングルームはガラス張りで非常に透明感のある環境となっています。このような環境の甲斐もあり、お互いの研究内容について知る機会が増え、それについて意見交換する場面が多いことが当研究センターの最大の特徴でもあります。昨年度はこのような研究環境で挙げた研究成果を、査読付き原著論文（国際論文 19 編・国内論文 5 編）および複数の総説論文や書籍の出版などで公表しました。

また、研究と臨床を融合するための事業として、ニューロリハビリテーションセミナーを年間 3 回開催して、現職者の方々へニューロリハビリテーションに関する知見を紹介しております。さらには、ニューロリハビリテーション研究会を主催し、複数の研究者を招いての講演やポスター演題発表の場を提供しました。このようなセミナーや研究会を通じて、「研究と実践」のプラットフォームとなる学際的な研究拠点としての役割を果たすことが重要な使命であると考えております。

今後とも、皆さんにとって必要な研究センターとされていくよう、研究と実践を有機的につなげる媒介としての役割を果たしていきます。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

ニューロリハビリテーション研究センター公式ホームページ：

<http://www.kio.ac.jp/nrc/>

ニューロリハビリテーションセミナー：

http://www.kio.ac.jp/upcomingevents_t/

ニューロリハビリテーション研究会：

<http://www.kio.ac.jp/upcomingevents/20160730/>

10分でわかる脳の構造と機能（Youtube 動画セミナー）：

<https://www.youtube.com/channel/UCFn9IhQckl9PdiGEY6yJO2w>

南奈良総合医療センター

理学療法士 鴨川浩二

病院起源

当院は奈良県立五條病院、町立大淀病院、吉野町国民健康保険吉野病院の奈良県南部3公立病院を「南和の医療は南和で守る」という理念のもと統合・再編するために編成された南奈良企業団の救急・急性期・回復期を担う中核病院として、平成28年4月に開院しました。企業団には療養病床・地域包括ケア病床(予定)を担う吉野病院、現在外来診療のみ行い療養病棟を中心とした入院機能を来年4月より開設予定の五條病院を合わせた3病院があります。

企業団の構成団体は奈良県、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村です。

概要

アクセスは大淀町にある近鉄吉野線福神駅から徒歩5分で、駅を出て病院玄関前に直接つながる歩道橋を利用できます。車では京奈和道(御所道)を利用し、橿原市から20分程度です。

病床数は一般病棟188床、HCU8床、回復期リハビリ病棟36床の計232床です。診療科は25あり、センター機能として救急、消化器病、リウマチ・運動器、糖尿病、腎・尿路、在宅支援医療、へき地医療、健診の8つの機能を揃えています。

敷地内には南奈良看護専門学校があり、当リハビリテーション部からも看護師の養成に講師として協力しています。



人員配置

リハビリテーション部はPT 12人、OT 4人、ST 2人の計18人です。平均年齢34.5歳、PTのみでは37.6歳とかなりフレッシュな面々です。これまで土会活動や近隣病院として顔を面識のあるスタッフも多く、和気藹々とした雰囲気です。



方針

当院の方針としては、救急医療の強化、災害医療対策の強化、地域に根差した医療に取り組んでいきます。

まず救急医療の強化には24時間365日救急医療を受け入れるよう取り組んでいます。奈良県南部の僻地への対応には、日中は屋上に設置されているヘリポートを使用したドクターヘリの運用、また夜間等のドクターヘリの使用できない状況ではドクターカーの使用を行っていきます。

災害医療対策としては災害派遣医療チーム（DMAT）を編成しており、災害時に備えています。今年度にあった熊本地震にもDMATを派遣し協力しました。またドクターヘリやドクターカーについても災害時に活用していきます。地域に根差した医療については、当院を含む企業団3病院と南和地域の9つの診療所及び地域の医療機関との連携で、急性期から慢性期、また在宅に至るまでの医療サービスを提供しています。

始まったばかりの奈良県南部の中核病院のリハビリテーション部として、地域に根差した質の高い医療サービスが提供できるよう部内一同取り組んでいます。

平成27年度受賞者紹介

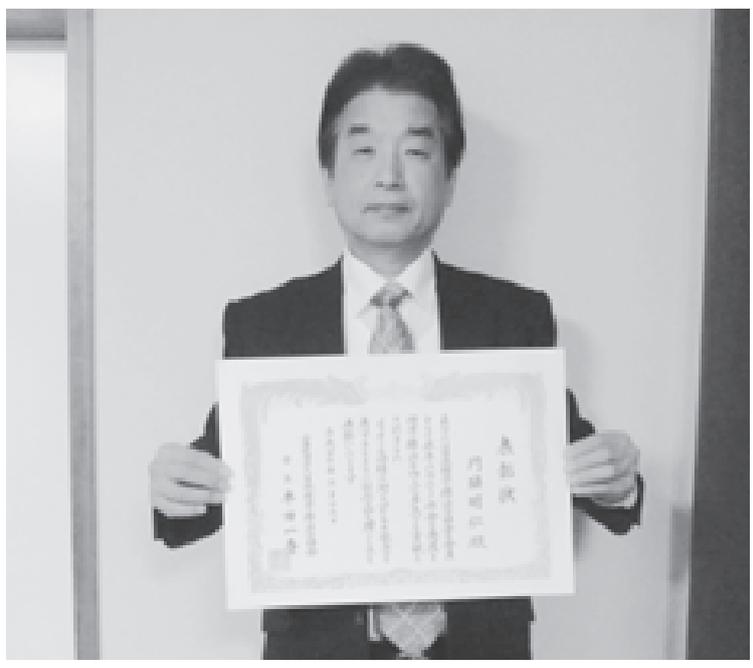


受賞者紹介

ここでは平成26年度に（公社）日本理学療法士協会から、平成27年度に（公社）奈良県理学療法士協会から表彰された受賞者を紹介し、改めてその栄誉を称えます。

平成26年度（公社）日本理学療法士協会

協会賞



門脇 明仁 会員



(公社) 奈良県理学療法士協会
学術奨励賞 学会長賞



榮崎 彰秀 会員

(公社) 奈良県理学療法士協会
学術奨励賞 新人賞



尾上 望実 会員



(公社)奈良県理学療法士協会

定 款



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
 - (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
 - (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
 - (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
 - (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
 - (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面

をもって、少なくとも総会の日々の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日々の2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第9条 理事会は原則として年6回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第10条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第11条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第12条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第13条 この法人の定款第37条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第14条 備品台帳には、購入価格100,000円以上のものを記載するものとする。

第15条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第16条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第17条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第18条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公社)奈良県理学療法士協会

規定および申し合わせ事項



規程

分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関すること
- ② 本会の登記に関すること
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関すること
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関すること
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関すること
- ⑦ 奈良県への活動報告に関すること
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関すること
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関すること
- ⑩ 慶弔に関すること
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関すること
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関すること
- ③ 連絡網の管理・運営に関すること
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関すること
- ② 会費徴収に関すること
- ③ 事業支出・事業収入に関すること
- ④ 流動資産の管理に関すること
- ⑤ 什器備品の管理に関すること
- ⑥ 固定資産の管理に関すること
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
 - ② 傷害保険に関する事
 - ③ その他
3. 学術局長は以下を統括する。
- 1) 研修部
 - ① 学術研修会の企画・運営に関する事
 - ② その他
 - 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
 - ② その他
 - 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
4. 社会局長は以下を統括する。
- 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関する事
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
 - ③ その他
5. 広報局長は以下を統括する。
- 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成20年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金

③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 3) 採決は次の方法の一つとする。
 - (1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
- 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
- 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
- 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
- 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
- 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超過して投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。

- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨（400字以内）の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。

2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

1) 会費は年額 20,000 円とする。

2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。

尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。

3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。

4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。

2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。

3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。

4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩

すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合。奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞：本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞：県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞：県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあつた者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査
- ②勉強会の活動内容の確認
- ③勉強会活動の支援:公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

- ①日本理学療法士協会(日本士協会)の履修ポイント取得が可能な研修会とする。
- ②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。
- ③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。
- ④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書(士協会ニュース等)により広報する。
- ⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。
- ⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。
- ⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

- 1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。
- 2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

- 1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。
- 2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度(第6、7報)に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- (1) ブロック間の連絡、調整
- (2) ブロック活動に関する懸案の検討
- (3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

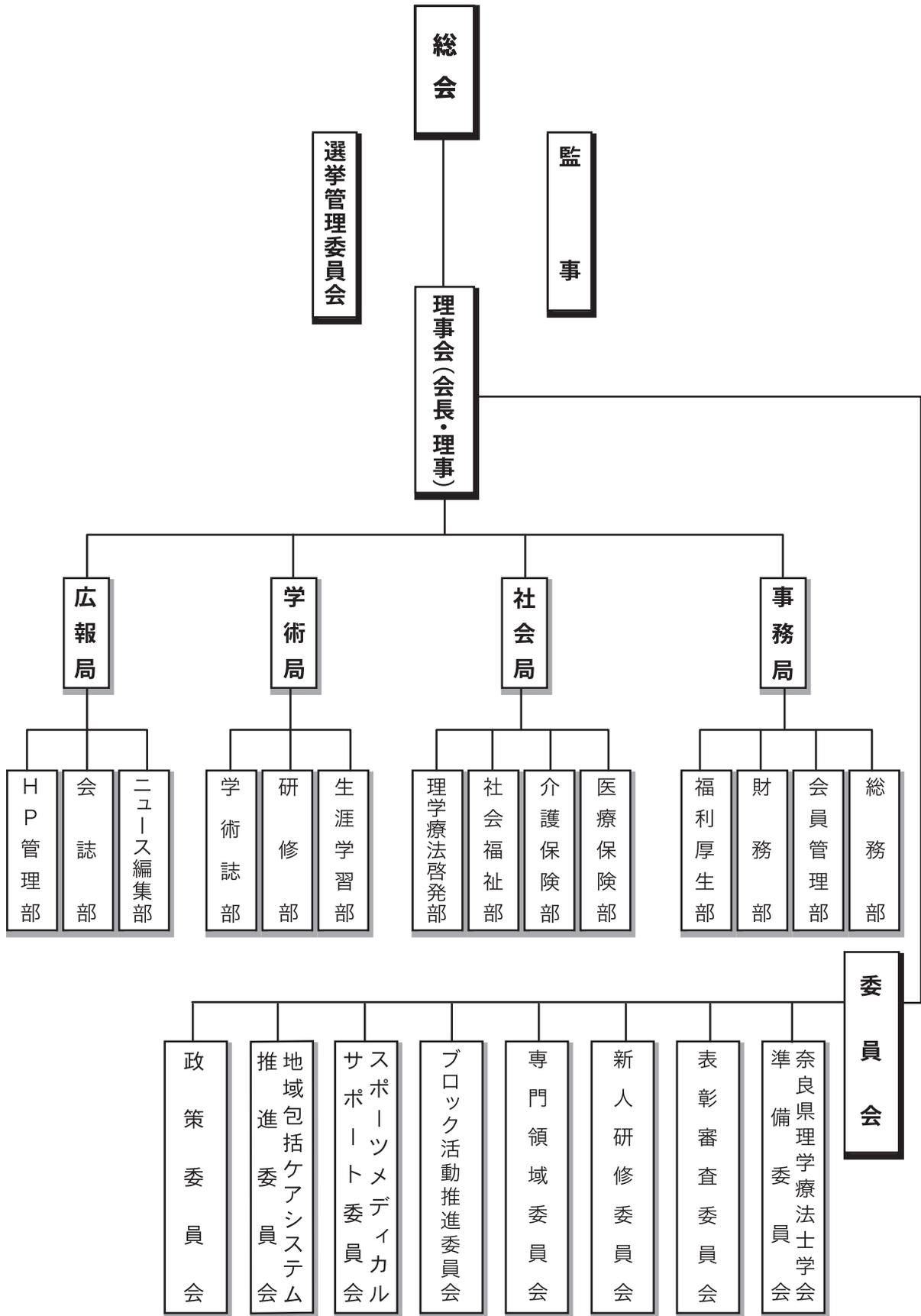
ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社)奈良県理学療法士協会

組 織 図



(公社)奈良県理学療法士協会組織



(公社)奈良県理学療法士協会

施設一覽



平成27年度奈良県理学療法士協会

施設一覧

平成28年3月31日現在

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

〒631-0846 奈良県奈良市平松1-30-1
地方独立行政法人奈良県病院機構
奈良県総合医療センター リハビリテーション部
電話 0742-46-6001
FAX 0742-46-6011
事務局長 増田 崇 (事務局長直通電話 090-3261-3125)
ホームページ <http://www.sl.inets.jp/~nara-pt/>
メールアドレス nara-pt@gaia.eonet.ne.jp

(北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡)

いこいの家訪問看護ステーション

〒630-0243 生駒市俵口町814-1 ハイネス生駒302号
TEL 0743-70-8300

生駒市デイサービスセンター長楽 在宅介護課

〒630-0101 生駒市高山町7287-1
TEL 0743-78-6210 FAX 0743-78-6185

生駒市立病院 リハビリテーション科
〒630-0213 生駒市東生駒1-6-2

TEL 0743-72-1111

大倭病院 理学診療科
〒631-0042 奈良市大倭町5-5

TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

おかたに病院 リハビリテーション科
〒630-8141 奈良市南京終町1丁目25-1

TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701

介護老人保健施設 秋篠 リハビリテーション部
〒631-0811 奈良市秋篠町1432-1

TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002

介護老人保健施設 アップル学園前 診療部
〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘4-3-1

TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201

- 介護老人保健施設 アンジェロ** リハビリテーション課
 〒 631-0062 奈良市帝塚山 2-21-21
 TEL 0742-44-3300 FAX 0742-44-2100
- 介護老人保健施設 グランファミリア** リハビリテーション科
 〒 630-0201 生駒市小明町 1130-111
 TEL 0743-75-0013 FAX 0743-75-0014
- 介護老人保健施設 佐保の里** リハビリテーション部
 〒 630-8145 奈良市八条 5-437-8
 TEL 0742-30-6662 FAX 0742-30-6661
- 介護老人保健施設 サンライフ奈良**
 〒 630-8304 奈良市南肘塚町 205-1
 TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178
- 介護老人保健施設 やすらぎの杜 優楽** 療養課
 〒 630-0223 生駒市小瀬町 324-2
 TEL 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404
- 介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス**
 〒 630-8041 奈良市六条町 99-2
 TEL 0742-35-1313 FAX 0747-35-1311
- 株式会社 ヒューマンリハ**
 〒 630-0264 奈良市生駒市西菜畑町 1791-5
 TEL 0743-73-1421 FAX 0743-73-1421
- 関西学研医療福祉学院** 理学療法学科
 〒 631-0805 奈良市右京 1-1-5
 TEL 0742-72-0600 FAX 0742-72-0635
- 喜多野診療所** 訪問リハビリテーション
 〒 630-8237 奈良市中筋 15
 TEL 0742-22-6041 FAX 0742-22-6041
- 近畿大学医学部奈良病院** リハビリテーション部
 〒 630-0293 生駒市乙田町 1248-1
 TEL 0743-77-0880 FAX 0743-77-0901
- 倉病院** リハビリテーション科
 〒 630-0256 生駒市本町 1-7
 TEL 0743-73-4888 FAX 0743-74-2624
- こうあん診療所** リハビリテーション部
 〒 630-8013 奈良市三条大路 1-1-90
 TEL 0742-32-0510 FAX 0742-32-0515
- 国立病院機構 奈良医療センター** リハビリテーション科
 〒 630-8053 奈良市七条町 2-789
 TEL 0742-45-4591 FAX 0742-48-3512

济生会奈良病院 〒630-8146	理学療法室 奈良市八条町4-643	TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880
さくらい悟良整形外科クリニック 〒631-0222	リハビリテーション科 奈良市鶴舞西町1-16 マツヨシビル2階	TEL 0742-81-9711
沢井病院 〒630-8258	リハビリテーション科 奈良市船橋町8	TEL 0742-23-3086 FAX 0742-23-2805
白庭病院 〒630-0136	リハビリテーション科 生駒市白庭台6-10-1	TEL 0743-70-0022 FAX 0743-70-0023
市立奈良病院 〒630-8305	リハビリテーション室 奈良市東紀寺町1-50-1	TEL 0742-24-1251 FAX 0742-22-2478
高の原中央病院 〒631-0805	リハビリテーション科 奈良市右京1-3-3	TEL 0742-71-1030 FAX 0742-71-7005
東大寺福祉療育病院 〒630-8211	リハビリテーション科 奈良市雑司町406-1	TEL 0742-22-5577 FAX 0742-23-0198
登美ヶ丘リハビリテーション病院 〒631-0003	奈良市中登美ヶ丘6-12-2	TEL 0742-48-2600
奈良春日病院 〒630-8425	リハビリテーション科 奈良市鹿野園町1212-1	TEL 0742-24-4771 FAX 0742-27-5873
奈良県総合医療センター 〒631-0846	リハビリテーション部 奈良市平松1-30-1	TEL 0742-46-6001 FAX 0742-46-6011
奈良小南病院 〒630-8145	リハビリテーション科 奈良市八条5-437-8	TEL 0742-30-6668 FAX 0742-30-6661
奈良市保健所 〒630-8012	健康増進課 奈良市二条大路南1-1-1	TEL 0742-34-5129 FAX 0742-34-3145
奈良西部病院 〒631-0061	リハビリテーション科 奈良市三碓町2143-1	TEL 0742-51-8700 FAX 0742-51-8500

奈良東九条病院 リハビリテーション科
〒630-8144 奈良市東九条町752
TEL 0742-61-1118 FAX 0742-62-8707

奈良リハビリテーション専門学校 理学療法学科
〒630-0213 生駒市東生駒1-77-3
TEL 0743-73-9861 FAX 0743-73-9862

奈良リハビリテーション病院 リハビリテーション科
〒631-0054 奈良市石木町800
TEL 0742-93-7854

西奈良中央病院 理学療法室
〒631-0022 奈良市鶴舞西町1-15
TEL 0742-43-3333 FAX 0742-43-8607

西の京病院 リハビリテーション科
〒630-8041 奈良市六条町102-1
TEL 0742-35-1195 FAX 0742-35-1160

西の京訪問看護ステーション かがやき
〒630-8043 奈良市六条町99-2
TEL 0742-35-1123 FAX 0742-35-1311

阪奈中央病院 リハビリテーション科
〒630-0243 生駒市俵口町741
TEL 0743-74-8660 FAX 0743-74-8690

東生駒病院 リハビリテーション科
〒630-0212 生駒市辻町4-1
TEL 0743-75-001 FAX 0743-74-7293

訪問看護ステーションポシブル飛鳥
〒630-8211 奈良市雑司町368-2
TEL 0742-25-2355 FAX 0742-25-2350

訪問看護ステーション ひまわり奈良
〒631-0801 奈良県奈良市左京4-6-4
TEL 0742-70-3555 FAX 0742-70-3550

訪問看護ステーション ライフ奈良
〒630-8304 奈良市南村塚町205-1
TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178

松倉病院 理学療法室
〒630-8314 奈良市川之上突抜町15
TEL 0742-26-6941 FAX 0742-26-2000

やました医院
〒630-0135 生駒市南田原町1039
TEL 0743-71-8234 FAX 0743-71-8233

吉田病院 一般リハ科
〒631-0818 奈良市西大寺赤田町1-7-1
TEL 0742-45-4601

ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター
〒630-0243 生駒市俵口町814-1 ハイネス生駒302号
TEL 0743-70-8300 FAX 0743-70-8306

リハビリ訪問看護ステーション ルピナス
〒630-8115 奈良市大宮町4-275-1 森村第3ビル201号室
TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586

リハビリデイサービス リバティ
〒630-0213 生駒市東生駒2-207-376
TEL 0743-74-3130 FAX 0743-87-9483

(中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡)

池田整形外科 リハビリテーション科
〒636-0316 磯城郡田原本町室町213
TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

エール訪問看護リハビリステーション リハビリテーション科
〒636-0246 磯城郡田原本町千代373-1
TEL 0744-46-9651

介護老人保健施設 ウェルケア悠 リハビリテーション部
〒639-1028 大和郡山市田中町728
TEL 0743-55-0210

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 リハビリテーション室
〒639-0252 香芝市穴虫881-5
TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設 かぐやの里
〒635-0823 北葛城郡広陵町大字三吉1799-1
TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

介護老人保健施設 グランディまきば
〒635-0823 北葛城郡上牧町大字上牧899-7
TEL 0745-76-3450 FAX 0745-76-3422

介護老人保健施設 幸寿苑
〒639-1016 大和郡山市城南町2-13
TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021

介護老人保健施設 てんとう虫
〒639-0263 香芝市平野23-1
TEL 0745-71-0980 FAX 0745-71-2980

- 介護老人保健施設 奈良ベテルホーム** 事務課医療技術係
 〒 636-0071 北葛城郡河合町高塚台 1-8-1
 TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223
- 介護老人保健施設 ものみの郷**
 〒 636-0831 生駒郡三郷町信貴山東 4-1-0
 TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715
- 介護老人保健施設 ユートピアゆり**
 〒 639-0214 北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4-2-4
 TEL 0745-76-7888 FAX 0745-77-1340
- 介護老人保健施設 若草園**
 〒 639-1062 生駒郡安堵町大字岡崎 5-8
 TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536
- 香芝旭ヶ丘病院** リハビリテーション科
 〒 639-0265 香芝市上中 8-3-9
 TEL 0745-77-8101 FAX 0745-78-4588
- (株) THYME 訪問看護ステーションたいむ**
 〒 639-1042 大和郡山市小泉町 2-7-3-2
 TEL 0743-85-6776 FAX 0743-87-9299
- 畿央大学** 健康科学部 理学療法学科
 〒 635-0832 北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
 TEL 0745-54-1601 FAX 0745-54-1600
- 郡山青藍病院** リハビリテーション室
 〒 639-1136 大和郡山市本庄町 1-1
 TEL 0743-56-8000 FAX 0743-59-0022
- 国保中央病院** リハビリテーション室
 〒 636-0302 磯城郡田原本町大字宮古 4-0-4-1
 TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811
- 高井病院** リハビリテーション科
 〒 632-0006 天理市蔵之庄町 4-6-1-2
 TEL 0743-65-0372 FAX 0743-65-1976
- 高宮病院** 理学療法科
 〒 632-0052 天理市柳本町 1-1-0-2
 TEL 0743-67-1605 FAX 0743-67-0323
- 田北病院** 理学療法室
 〒 639-1016 大和郡山市城南町 2-1-3
 TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118
- 通所リハビリテーションだいち**
 〒 639-1115 大和郡山市横田町 708-3
 TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762

通所リハビリテーション ぬくもり

〒 639-0231 香芝市下田西2丁目7-61

TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター

〒 632-8552 天理市三島町200

TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530

天理よろづ相談所病院 白川分院 リハビリテーションセンター

〒 632-0003 天理市岩屋町604

TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203

特別養護老人ホームあすなら苑 安心ケアシステム

〒 639-1126 大和郡山市宮堂町160-7

TEL 0743-57-1165

奈良県西和医療センター リハビリテーション部

〒 636-0000 生駒郡三郷町1-14-16

TEL 0745-32-0505 FAX 0745-32-0517

奈良県総合リハビリテーションセンター リハビリテーション科

〒 636-0393 磯城郡田原本町大字多722

TEL 0744-32-0200 FAX 0744-32-0208

奈良厚生会病院 リハビリテーション科

〒 639-1039 大和郡山市椎木町769-3

TEL 0743-56-5678 FAX 0743-56-8555

奈良社会保険病院 リハビリテーション科

〒 639-1013 大和郡山市朝日町1-62

TEL 0743-53-1111 FAX 0743-55-2252

奈良ニッセイエデンの園ニッセイ聖隷クリニック

〒 636-0071 北葛城郡河合町高塚台1-8-1

TEL 0745-33-2221 FAX 0745-33-2212

奈良東病院 リハビリテーション科

〒 632-0001 天理市中之庄町470

TEL 0743-65-1771 FAX 0743-65-4157

奈良ベテルホーム 事務課医療技術係

〒 636-0071 北葛城郡河合町高塚台1-8-1

TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223

奈良友紡会病院 リハビリテーション科

〒 639-0212 北葛城郡上牧町服部台5-2-1

TEL 0745-78-3588 FAX 0745-76-8156

西大和リハビリテーション病院 リハビリテーション科

〒 639-0214 北葛城郡上牧町3238-6

TEL 0745-71-6688 FAX 0745-71-1111

白鳳女子短期大学 総合人間学科 リハビリテーション学専攻
〒636-0011 北葛城郡王寺町葛下1-7-17
TEL 0745-32-7890 FAX 0745-32-7870

服部記念病院 リハビリテーション科
〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧4244
TEL 0745-77-1333 FAX 0745-77-1340

ひろ整形外科クリニック リハビリテーション科
〒639-0266 香芝市旭ヶ丘2-30-1
TEL 0745-51-5888 FAX 0745-70-5885

宮城医院 リハビリテーション科
〒632-0034 天理市丹波市町302
TEL 0743-63-1114 FAX 0743-63-3866

やわらぎクリニック リハビリテーション科
〒636-0822 生駒郡三郷町立野南2-8-12
TEL 0745-31-6611 FAX 0745-31-6622

有料老人ホームエリシオン真美ヶ丘
〒635-0833 北葛城郡広陵町馬見南4-1-19
TEL 0745-54-3540 FAX 0745-55-8503

リハビリあ・える田原本
〒636-0311 磯城郡田原本町八尾582-1
TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211

リハビリトゥモロー香芝
〒639-0245 香芝市畑2-812-1
TEL 0745-78-7311 FAX 0745-78-7312

**〔南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡〕**

秋津鴻池病院 リハビリテーション部
〒639-2273 御所市池之内1064
TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092

植田医院
〒633-0001 桜井市三輪491-1
TEL 0744-42-6107

潮田病院 リハビリテーション科
〒639-3111 吉野郡吉野町上市2135
TEL 0746-32-3381 FAX 0746-32-1210

宇陀市立病院 リハビリテーション科
 〒 633-0298 宇陀市榛原区萩原 8 1 5
 TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654

大淀町立大淀病院 リハビリテーション科
 〒 638-0821 吉野郡大淀町下淵 3 5 3 - 1
 TEL 0747-52-8801 FAX 0747-52-9650

介護老人保健施設 ケアステージみみなし
 〒 634-0003 橿原市常盤町 1 5 8 - 1
 TEL 0744-21-2001 FAX 0744-21-2002

介護老人保健施設 光陽
 〒 635-0051 大和高田市根成柿 3 2 1 - 1
 TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116

介護老人保健施設 鷺栖の里
 〒 634-0074 橿原市四分町 8 5 - 1
 TEL 0744-21-1600 FAX 0744-21-1616

介護老人保健施設 シルバーケアまほろば
 〒 633-0054 桜井市大字阿部 3 2 3
 TEL 0744-46-1311 FAX 0744-46-1316

共和リハビリテーション診療所 リハビリテーション科
 〒 633-0091 桜井市桜井 2 6 7 - 1
 TEL 0744-45-5688

介護老人保健施設 そよ風荘
 〒 638-0001 吉野郡下市町阿知賀 6 2 2
 TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066

介護老人保健施設 であほうむ吉野 機能訓練室
 〒 638-0853 吉野郡大淀町矢走 6 6 6 - 6
 TEL 0747-54-3388 FAX 0747-54-3318

介護老人保健施設 花櫃 リハビリテーション部
 〒 634-0828 橿原市古川町 3 9 5 - 1
 TEL 0744-26-1371 FAX 0744-26-1372

介護老人保健施設 ふれあい リハビリ室
 〒 636-0343 大和高田市日之出町 1 3 - 1 5
 TEL 0745-23-5530 FAX 0745-23-5376

介護老人保健施設 まきむく草庵 リハビリテーション部
 〒 633-0081 桜井市草川 5 8
 TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

介護老人保健施設 大和三山 リハビリテーション科
 〒 634-0012 橿原市膳夫町 4 7 7 - 1 7
 TEL 0744-23-6688

介護老人保健施設	やまのベググリーンヒルズ		
〒633-0087	桜井市大豆越104-1	TEL 0744-45-5960	FAX 0744-45-5961
介護老人福祉施設	友幸苑		
〒639-2266	御所市重阪771-1	TEL 0747-26-1177	FAX 0747-26-1234
介護老人保健施設	ルポゼまきの		
〒637-0077	五條市大沢町9-8	TEL 0747-24-0033	FAX 0747-22-7707
介護老人保健施設	ローズ		
〒637-0071	五條市二見5-3-64	TEL 0747-22-5200	FAX 0747-22-5201
橿原市子ども総合支援センター	子ども療育課 (かしの木園)		
〒634-0063	橿原市白檀町8-19-1	TEL 0744-27-8585	FAX 0744-27-8585
橿原市役所	障がい福祉課 地域活動支援センター		
〒634-0065	橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター南館	TEL 0744-22-8184	FAX 0744-25-7857
橿原リハビリテーション病院	リハビリテーション科		
〒634-0032	橿原市田中町104-1	TEL 0744-25-1251	FAX 0744-20-2071
株式会社	リハビリあ・える 訓練課		
〒634-0007	橿原市葛本町299-1	TEL 0744-21-8080	FAX 0744-21-8877
済生会御所病院	リハビリテーション科		
〒639-2306	御所市三室20	TEL 0745-62-3585	FAX 0745-63-2335
済生会中和病院	リハビリテーション科		
〒633-0054	桜井市阿部323	TEL 0744-43-5001	FAX 0744-42-4430
さかもとクリニック	通所リハビリテーション		
〒634-0004	橿原市木原町26-1	TEL 0744-20-2222	FAX 0744-20-2277
祥水園	デイサービス		
〒637-0038	五條市野原東6-5-37	TEL 0747-23-0615	FAX 0747-22-8713
隅田クラブ訪問看護ステーション	リハビリテーション部		
〒637-0004	五條市今井4-1-1	TEL 0747-26-2100	FAX 0747-26-2801

辻村病院 〒 633-2221	リハビリテーション科 宇陀市菟田野区松井7-1	TEL 0745-84-2133 FAX 0745-84-2864
特別養護老人ホーム 美吉野園 特養寮 〒 638-0821	吉野郡大淀町下淵629	TEL 0747-52-5555 FAX 0747-52-0575
特別養護老人ホーム 柳光 〒 639-3325	吉野郡吉野町柳1359-1	TEL 0746-35-9294 FAX 0746-35-9295
土庫病院 〒 635-0022	リハビリテーション科 大和高田市日之出町12-3	TEL 0745-53-5471 FAX 0745-22-0517
中井記念病院 〒 635-0051	リハビリテーション科 大和高田市根成柿151-1	TEL 0745-21-1100 FAX 0745-21-1101
奈良県立医科大学付属病院 医療技術センターリハビリテーション係 〒 634-8522	橿原市四条町840	TEL 0744-22-3051 FAX 0744-22-4121
奈良県立五條病院 〒 637-0034	リハビリテーション部 五條市野原西5-2-59	TEL 0747-22-1112 FAX 0747-25-2860
南和病院 〒 638-0833	リハビリテーション科 吉野郡大淀町福神1-181	TEL 0747-54-5800 FAX 0747-54-5700
平尾病院 〒 634-0076	リハビリテーション科 橿原市兵部町6-28	TEL 0744-24-4700 FAX 0744-25-4672
平成記念病院 〒 634-0813	リハビリテーション課 橿原市四条町827	TEL 0744-29-3300 FAX 0744-29-3305
平成まほろば病院 〒 634-0074	リハビリテーション科 橿原市四分町82-1	TEL 0744-21-7200 FAX 0744-21-7222
訪問看護ステーション かしの木 〒 634-0004	橿原市木原町90-3	TEL 0744-20-2299 FAX 0744-20-2550
訪問看護ステーション みそら 〒 634-0804	橿原市内膳町4-43-6	TEL 0744-29-6671 FAX 0744-29-6672

大和橿原病院 〒634-0045	リハビリテーション科 橿原市石川町81	TEL 0744-27-1071 FAX 0744-27-4609
大和高田市立病院 〒635-0094	機能訓練課 大和高田市儀野北町1-1	TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908
山の辺病院 〒633-0081	リハビリテーション科 桜井市草川60	TEL 0744-45-1199 FAX 0744-42-1320
ゆうけいの里 〒634-0006	橿原市新賀町87-1	TEL 0744-21-1221 FAX 0744-21-1557
ユウティール訪問看護ステーション 〒634-0007	橿原市葛本町220-6	TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354
吉野町立吉野病院 〒639-3114	リハビリテーション室 吉野郡吉野町大字丹治130-1	TEL 0746-32-4321 FAX 0746-32-5512
吉本整形外科・外科病院 〒635-0075	リハビリテーション部 大和高田市野口136	TEL 0745-53-3352 FAX 0745-53-3351
リハビリあ・える神宮前 〒634-0063	橿原市久米町558	TEL 0744-47-3670 FAX 0744-47-3671
リハビリトゥモロー 〒635-0076	大和高田市大谷355-2-102	TEL 0745-43-7448 FAX 0745-43-7449

(賛助会員)

株式会社 イカリトンボ、ケアホープ

〒 636-0154 生駒郡斑鳩町竜田西 4-1-40

TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 大和郡山市小林町西 1-4-7

TEL 0743-56-8944

株式会社 川村義肢エイドセンター奈良

〒 636-0343 磯城郡田原本町大字秦庄 4 3 2-1 5

TEL 0744-32-8891

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良市西九条 3-2-23

TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢製作所

〒 571-0039 門真市速見町 2 1 0 1

TEL 06-6909-6528

ツザキ・ケア・ブレイス

〒 636-0347 磯城郡田原本町新木 1-1-4 1

TEL 0744-33-3678

山一株式会社

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1-4-1 1 金鳥土佐堀ビル 5 階

TEL 06-6447-5924

有限会社 ウィンド

〒 630-0211 生駒市桜ヶ丘 5-2 9

TEL 0743-75-3887

有限会社 カンサイ義肢

〒 571-0048 門真市新橋町 2 9-1

TEL 06-6908-0911

(公社) 奈良県理学療法士協会

役員・部員・委員名簿



(公社) 奈良県理学療法士協会 平成 27 年度 役員名簿

会 長 (代表理事)	石橋 睦仁	(高の原中央病院)
副 会 長 (業務執行理事)	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
副 会 長 (業務執行理事)	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
理 事	松村 明子	(介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス)
理 事	廣池 裕美	(南和病院)
理 事	田平 一行	(畿央大学)
理 事	中村 貴信	(介護老人保健施設 ウェルケア悠)
理 事	北村 哲郎	(奈良県立医科大学附属病院)
理 事	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
理 事	藤田 浩之	(白鳳短期大学)
理 事	門脇 明仁	(吉田病院)
理 事	中俣 悦雄	(済生会御所病院)
〔各局・各部〕		
事務局長	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
総務部	中野 昌之	(南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮	(大和橿原病院)
財務部	布上 芳雄	(橿原市子ども総合支援センター かしの木園)
福利厚生部	細川 彰子	(済生会中和病院)
社会局長	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
医療保険部	江村 修二	(高井病院)
介護保険部	櫻井 公統	(介護老人保健施設 アップル学園前)
社会福祉部	榮崎 彰秀	(さくらい悟良整形外科クリニック)
理学療法啓発部	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
学術局長	田平 一行	(畿央大学)
研修部	後藤 総介	(天理よろづ相談所病院)
生涯学習部	中村 潤二	(西大和リハビリテーション病院)
学術誌部	岡田 洋平	(畿央大学)
広報局長	松村 明子	(介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス)
会誌部	堀口 元司	(南奈良総合医療センター)
ホームページ管理部	赤松 眞吾	(奈良リハビリテーション専門学校)
〔各委員会〕		
選挙管理委員会	小川 孝	(奈良春日病院)
第 25 回奈良学会準備委員会 学会長	藤川 和仁	(大和橿原病院)
準備委員長	細川 彰子	(済生会中和病院)
第 26 回奈良学会準備委員会 学会長	堀内 成浩	(奈良県西和医療センター)
準備委員長	高島 正治	(東大寺福祉療育病院)
表彰審査委員会	堀口 元司	(南奈良総合医療センター)
新人研修委員会	和田 善行	(平成記念病院)
専門領域委員会	田平 一行	(畿央大学)
ブロック活動推進委員会	藤川 和仁	(大和橿原病院)
スポーツメディカルサポート委員会	福本 貴彦	(畿央大学)
地域包括ケアシステム推進委員会	佐藤 豪	(田北病院)
政策委員会	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)

編集後記

これまで世相の暗部ばかりをこの編集後記で取り上げてきたように思います。今年もこれまで暗いニュースが多いですが、唯一私の心をときめかせたのは、ご存知MLB フロリダ マーリンズ イチロー選手の日米通算安打記録達成です。

彼は42歳です。また近年は出場機会に恵まれているわけでもありません。かの国では、やれ日米通算だの、日本のプロ野球のレベルは低いだのと負け惜しみとしかとれない意見も多いようですが、イチロー選手が魅せる、華麗でスリリングなプレーを、他のどのメジャーリーガーも真似できない事実をどう説明するのでしょうか？

それはともかく、記録達成から結構時間が過ぎた今も、イチロー選手の活躍に、最近野球を始めた息子と大はしゃぎする日々です。

さて、今号でも多くの皆様に原稿をご執筆いただきました。誌面をもちまして改めて感謝申し上げます。

また、会員の皆さまのご多幸と益々のご活躍を祈念して編集後記とします。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会

会誌部 部長 堀口 元司

部員 下出 好夫

鴨川 浩二

半田 学良

北川 翔太

編集発行 広報局 会誌部

南奈良総合医療センター リハビリテーション室

事務局 〒631-0846 奈良市平松1丁目30-1

地方独立行政法人奈良県病院機構

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

発行日 2016年7月吉日

非売品